

東京都消費者被害救済委員会運営要綱

平成 7 年 1 月 1 日
 6 生文価取第 557 号
 改正 平成 9 年 4 月 1 日
 9 消総調第 18 号
 改正 平成 10 年 7 月 16 日
 10 消総調第 529 号
 改正 平成 12 年 1 月 1 日
 11 消総調第 529 号
 改正 平成 13 年 6 月 16 日
 13 消総調第 190 号
 改正 平成 14 年 3 月 20 日
 13 消総調第 729 号
 改正 平成 17 年 3 月 30 日
 16 消総推第 2040 号
 改正 平成 19 年 3 月 30 日
 18 生文総総第 2202 号
 改正 平成 22 年 5 月 1 日
 22 消総推第 132 号
 改正 平成 22 年 7 月 9 日
 22 生文総総第 825 号
 改正 平成 24 年 4 月 1 日
 23 消セ活第 1825 号
 改正 平成 26 年 4 月 1 日
 25 消セ活第 1897 号
 改正 平成 28 年 4 月 1 日
 28 消セ活第 298 号
 改正 令和 3 年 9 月 6 日
 3 消セ活第 759 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、東京都消費生活条例（平成 6 年東京都条例第 110 号。以下「条例」という。）第 29 条に規定する東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営並びに委員会に付託すべき紛争事件の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会へ付託依頼を行う機関)

第 2 条例第 28 条による申出に応じて助言その他の措置を講ずる機関並びに特別区及び市町村並びに東京都消費生活条例施行規則（平成 6 年東京都規則第 225 号）第 12 条の 3 で定めるもの（以下「相談機関等」という。）の長は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争事件があるときは、東京都消費者被害救済委員会運営要領（平成 24 年 4 月 1 日 23 消セ活第 1825 号。以下「要領」という。）に定めるところにより、知事に委員会への付託を依頼することができる。

(調整会議)

第 3 委員会に付託すべき紛争事件の選定に資するため、要領に定めるところにより、調整会議を設置する。

(付託決定)

第4 知事は、調整会議の結果を参考に、要領に定めるところにより、委員会に付託すべき紛争事件を決定するものとする。

(会長)

第5 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員及び専門員)

第6 条例第29条第4項に定める臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから知事が任命する。

2 条例第29条第5項に定める専門員は、学識経験を有する者、関係行政機関等の職員及び東京都職員のうちから知事が任命する。

3 専門員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

4 臨時委員及び専門員の任期は、2年を越えない範囲で担当した紛争の処理の終了までとする。

ただし、当該紛争の処理期間が任命後2年を越えるときは、再任することを妨げない。

(招集、定足数及び表決数)

第7 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8 委員会に、以下の部会を置き、部会の決定をもって委員会の決定とする。

一 あっせん・調停第一部会（以下「第一部会」という。）

二 あっせん・調停第二部会（以下「第二部会」という。）

三 訴訟援助部会

2 第一部会及び第二部会は、紛争事件を解決するためのあっせん又は調停を行うものとし、訴訟援助部会は、訴訟資金貸付の適否及び範囲について意見を述べるものとする。

3 第一部会は、紛争事件について解決指針の提示や先例形成等を行う必要があるときに、第二部会は、紛争事件について緊急に解決しなければ被害が拡大するおそれがあるなど、より迅速な解決を目指す必要があるときに設置するものとする。

4 訴訟援助部会は、紛争事件について第一部会又は第二部会におけるあっせん又は調停の結果を考慮した上で、意見案を作成する。

(部会の構成)

第9 第一部会は、紛争事件ごとに会長が指名する学識経験者、消費者及び事業者の委員5名をもって構成し、消費者委員と事業者委員は同数とする。ただし、法解釈上の問題があり、委員会の判断を示す必要がある場合は、会長が指名する学識経験者のみをもって構成することができる。

2 第二部会は、紛争事件ごとに会長が指名する学識経験者2名又は3名をもって構成する。ただし、第二部会で審議する紛争事件のうち、会長が必要があると認めるときは、消費者委員及び事業者委員を加えることができる。

3 訴訟援助部会は、紛争事件ごとに会長が指名する学識経験者及び臨時委員併せて2名から5名までをもって構成する。

(紛争処理等の付託)

第10 会長は、知事から紛争事件の処理を付託され、又は訴訟援助につき意見を求められたときは、部会の選定を行う。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、当初選定を行った部会とは異なる部会に紛争事件を審議させることができる。

(部会長)

- 第 11 部会に部会長を置き、委員のうちから会長の指名する委員をもってこれに充てる。
- 2 部会長は部会を招集し、部会の事務を掌理する。また、部会の審議の経過及び結果を会長に報告する。
 - 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 部会長が特に必要と判断したときは、第一部会において、学識経験者のみであつせん案、調停案の検討等を行うことができる。
 - 5 部会長又は部会長の指名する委員は、当事者に対するあつせん又は調停の説明を行うことができる。

(部会の議事)

- 第 12 部会の議事の定足数及び表決数は、第 7 2 及び 3 の規定を準用する。

(会長・部会長会の設置等)

- 第 13 部会間の調整を行う必要があるときは、会長及び部会長による会議（以下「会長・部会長会」という。）を設置することができる。
- 2 会長・部会長会は、会長が招集する。
 - 3 会長・部会長会は、部会に付託された紛争事件の調整その他必要な事項について協議する。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、部会に付託された紛争事件に関係ある者の出席を求めることができる。

(委員等の排斥)

- 第 14 委員等は次の各号のいずれかに該当するときは、審議に参加することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、審議に出席し、発言することができる。
- 一 委員等又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が紛争の当事者又は法人である当事者の代表であるとき、又はあつたとき。
 - 二 委員等が紛争の当事者（又は法人である当事者の代表）の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき、又はあつたとき。
 - 三 委員等が紛争の当事者の成年後見人、保佐人、補助人及びその監督人又は任意後見人及びその監督人であるとき、又はあつたとき。
 - 四 委員等が紛争について当事者の代理人であるとき、又はあつたとき。

(公開等)

- 第 15 委員会及び部会は、公開で行うものとする。ただし、あつせん案又は調停案の検討を行う場合、紛争当事者等に直接あつせん又は調停を行う場合、訴訟資金貸付の審議を行う場合及びこれに準ずる場合、委員会又は当該部会の決定により非公開とすることができる。
- 2 委員会及び部会の資料及び会議録等は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条の規定に該当する情報が記録されている場合はこの限りではない。

(オンラインによる会議)

- 第 16 委員会及び部会は、感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。
- 2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第 7 第 2 項及び第 3 項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(幹事及び書記)

第 17 委員会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事等の任務)

第 18 幹事は、会長の命を受け、委員会及び部会の事務に従事するものとする。

2 書記は、幹事の命を受け、委員会及び部会の事務に従事するものとする。

3 幹事及び書記は、委員会に常時出席するものとし、部会には必要に応じて出席するものとする。

(付託の取消依頼)

第 19 付託した事件が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該相談機関等は、要領に定めるところにより、東京都に対し付託取消の依頼をするものとする。

一 相談機関等に当該事件を申し出た者（以下「申出人」という。）が当該相談機関等に付託依頼の取下げを求めたとき。

二 申出人が死亡するなど不測の事態になり代理人を立てることができなかつたとき。

三 申出人が行った当該相談機関等への被害の申出内容に偽りがあることが分かつたとき。

四 その他の事情により、当該相談機関等が、付託事件として適切でないと判断したとき。

(付託決定の取消)

第 20 付託決定された紛争事件について、相談機関等から付託決定の取消依頼が提出されたときは、要領に定めるところにより、知事は付託決定を取消することができる。

(庶務)

第 21 委員会及び部会の庶務は、東京都消費生活総合センター活動推進課において処理する。

(委任)

第 22 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営等に関し必要な事項は、東京都消費生活総合センター所長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5、第 6、第 7 及び第 8 の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(東京都消費者被害救済委員会の部会等の設置に関する要綱の廃止)

2 東京都消費者被害救済委員会の部会等の設置に関する要綱（昭和 60 年 3 月 14 日決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）の公布の日前に開催された委員会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の要綱第 14 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 16 日から施行する。

附 則
 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(別表)

幹 事	書 記
東京都消費生活総合センター所長	東京都消費生活総合センター活動推進課長 東京都消費生活総合センター相談課長 東京都消費生活総合センター消費生活専門課長